

倶楽部たより

2013.1

つるま法律倶楽部

つるま法律倶楽部

新春のつどい

相談者の悲しみ、苦しみ、願いに応え身近な法律事務所としてふたつの事務所はそれぞれ25年、15年の歴史を刻みました。

この度新たに前田裕美子弁護士を迎えます。元気の出る企画で新年をスタートさせたいと新春のつどいを行います。

皆様のご参加をお待ちしています。

新春のつどい 実行委員長 水谷暎子

1月19日(土) 13時15分より

●
上前津 ローズコートホテル 3階

●
会費 4,000円 (倶楽部会員 3,500円)

★昼食とお飲み物(アルコールも)用意有

◆新春初笑い

サラリーマンクラウン『くす田くす博』

詳細は先にお送りしたご案内をご覧ください。

新年あけまして

おめでとうございませう。

憲法をやり増税反対

脱原発をせよ！

くす田くす博

お楽しみませう。

二〇一三年一月

書 安田 順子

新年あけましておめでとうございます。

今年には巳年ですが「巳」という字は、胎児の形を表した象形文字で「始まる、起こる」などの意味があるそうです。

今年も、年初から何が始まるのか、起こるのか、大きな不安を抱えたスタートとなりました。

昨年末の総選挙で《改憲三兄弟》が躍進しました。三兄弟は早々と改憲協議を始め、長兄は勢い込んで原発ゼロ方針の撤廃、景気浮揚と称して日銀への圧力も始めるなど、暴走気味です。

先々には平和憲法を変え、国防軍を創設し、海外で戦争する国にしたい、と公言する長兄ですから、庶民には塗炭の苦しみが待ち構えていることでしょう。

私たちは、指を銜えているのか、立ち上がるのか、覚悟が求められる年となりそうです。十二支の「巳」には、次の生命がつくられる時期という意味もあります。皆さまには、おめでたいこと、嬉しいことが抱えきれないほど、起こる年でありますようお願いいたします。

つるま法律倶楽部世話人 舟橋 勝

前田 裕美子弁護士紹介

はじめまして、前田裕美子と申します。

この度、1年間の司法修習を終え、鶴舞総合法律事務所において、弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。

地域に密着した、市民にとって身近な弁護士を目指す自分にとって、鶴舞総合法律事務所でのキャリアをスタートすることができ、大きな喜びを感じますと共に、その職責の重さに改めて身が引き締まる思いです。



大学生の頃、「困っている人の役に立ちたい」という思いから弁護士を志しました。人の痛みのわかる弁護士になりたいという初心を忘れず、依頼者の気持ちに寄り添いながら、ひとつひとつの事件に誠意をもって取り組んで参りたいと思っています。

出身は福井県の池田町という山間の自然豊かな土地で育ちました。大学進学を機に名古屋での生活を始め、名古屋大学法学部、名古屋大学法科大学院を卒業しました。

趣味といえるほどの趣味はないのですが、小さいころから手芸や工作など手先を動かすことが好きで、今は料理をする時間が良い気分転換になっています。また、犬や動物が好きで、実家に帰る一番の楽しみは愛犬に会うことです。

つま法律倶楽部では、各種のレクリエーションや合唱などの同好会の活動もありますので、これからは、みなさまと一緒に参加させていただきながら趣味も増やしていきたいと思っています。みなさま、どうぞよろしくお願いたします。

行事報告

「高齢者の税金ミニ知識・税理士野村正和先生」に参加して（10月27日）

とかく難解なイメージを持ってしまいがちな「税金の話」を、野村先生は、ソフトな口調で、用語の説明も含めて詳しく、またわかりやすく解説してくださいました。

内容は、所得税・贈与税・相続税の中で年齢によって制限を受ける項目を中心として、現在利用できる期限付きの特例、また今後予定されている改正ポイントについてもお聞きできました。特に高齢の参加者にとっては、財産を次の代にいかにより上手に移すかを考えるうえで、たいへん参考になったのではないのでしょうか。税制は毎年あれこれ改正されるので、常に新しい情報を得ていく必要性を改めて感じました。 会員0さん

法律講座

「生活保護のあり方を考える」

—キーワードは“ワークフェア”—

日 時 2月15日(金)午後6時30分～8時 参加費無料
場 所 法律事務所奥会議室 (未来のひろば会議室)
講 師 司法書士 天野 勲

平成24(2012)年ほど生活保護が話題になった年もないかもしれません。きっかけは「お笑い芸人の親族が不正受給をしているのではないか」ということでしたが、背景にはこの10年ほどの生活保護受給者の急増があります。

あまり知られていませんが、実は生活保護の運用は平成17年に変更されました。「自立支援プログラム」という制度が導入され、従来にもまして受給者の自立が強調されるようになりました。そして自立支援の背後にある考えが、“ワークフェア”と呼ばれるものです。

“ワークフェア”とは“ワーク(労働)”と“ウェルフェア(福祉)”の合成語で、あえて日本語に訳せば、「『福祉から就労へ』という考え方」でしょうか。今回の法律講座では、この“ワークフェア”をキーワードに生活保護のあり方を考えてみたいと思います。



法律講座

「高齢者を取りまく身近な法律・遺言書について」

日 時 3月16日(土)午後1時30分～4時
資料代500円(会員無料)
場 所 御器所コミュニティセンター1階
(地下鉄御器所駅 5番出口 徒歩3分 昭和消防署裏)
講 師 弁護士 小島 高志
◆事前にご予約をお願いします

遺言書の書き方については、書籍、パンフレット等、知識の源は豊富です。

一見法的に問題がないように見える遺言でも、そのとおりに実現できなかつたり、予想外の紛争を招く場合があります。が、ちょっとした準備や工夫、ノウハウによって事態を避けられることも多いです。

講座終了後は、個別法律相談会も予定してます。お気軽に御参加ください。

「昭和区平和のつどい」 9月30日

台風17号が近づく強い雨の中、300名余の方が参加、伊波洋一さんの記念講演「復帰40年の沖縄から考える普天間基地と日本の平和」という演台で沖縄の現状、オスプレイの強行配備、尖閣諸島問題を映像を使いわかりやすく話をしていただけました。

恒例の小島弁護士指揮による「70人合唱」は、今年は倶楽部会員さんを中心に楽器隊が結成され、合唱団「ピースアンサンブル昭和」、地域の高校生、保育士の皆様と「ひとりの手」を合唱しました。



会員リンク

(株)未来のひろば社長 後藤 徹

あけましておめでとうございます。ことしも元気よくいきましょう。

那覇の空港から首里城までモノレールの途中に「おもろまち」というところがある。おもしろ草紙という27巻もある琉球の万葉集のような歌集が地名の由来だそうだ。駅の目の前の丘の上に浄水場のタンクが見える。この丘は通称シュガーローフ丘と呼ばれ、沖縄戦前のシュガーローフの闘いとしてよく知られている場所。この地域は戦後、那覇市の新都心地域として計画され周囲の人たちは開発に協力していたのが、結局居住地域から近隣聖教地域に変更され大和ハウスに売り飛ばされ、いま、商業ビルが1棟完成、超高層マンションが2棟建設中である。地元の人たちは懸命に反対している。このマンション反対の闘いに呼ばれ、沖縄合同法律事務所の弁護士の下、私が建築士として審査請求に加わっている。現地に7回でかけた。今、沖縄ではアメリカばかりでなく、2度目のゼネコンによる占拠もあるのである。

会員リンク

昭和区在住 安江 壘

エジプト留学から帰国後、現地で学んだアラビア語を生かしたいと、セイブ・イラクチルドレン・名古屋の活動に参加。代表の小野万里子弁護士のもと、イラク人への折衝、研修会の補助、講演会の通訳を行っています。2012年8月に開催されたフォトジャーナリスト森住卓氏の講演会「フクシマの1年チェルノブイリの26年」の広告作成をきっかけに、つるま法律倶楽部に参加することとなりました。

現在は、英語ならびにアラビア語の通訳・翻訳家、写真家としての仕事を行う他、幼児英語教育に教師として参加したり広告や名刺などのデザインを手がけたりすることも。また、近年は取材活動にも力を入れており、エジプト・チュニジアなどをはじめとする中東諸国をまわり、そこに住む人々の暮らしを取材した内容をもとに講演を行っています。日本ではあまり伝えられることのない、戦争以外の中東情勢を広く伝えるべく、これからも精力的に講演活動を行っていきたいと考えています。



会員リンク

昭和三区在住 茶畑 互美

イラストレーターの夫が、震災後毎日ひとつずつ描いてきたハートのイラストのカレンダーを今年も作りました。昨年同様、ご縁のあった被災地や原発作業員さんに届けています。今年も春の東北ツアーでお世話になった石巻の阿部さんにも100冊送りました。仮設住宅の方に配ってくださるそうです。

被災地ではまだまだ震災は終わっていません。原発事故も困難な状況が継続中です。これからも息の長い支援を続けていきたいと思ひます。

「茶畑和也2013カレンダー」は売上から震災、原発事故関連の寄付をいたします。ご協力いただければ幸いです。

A4版、1冊1000円（消費税込）

問合せ先 茶畑和也052-832-1370

茶畑ホームページからもご購入いただけます。



豆知識

弁護士費用等補償特約とはどんなもの？

自動車保険に加入していれば、事故の際には自分の保険会社の担当者が相手方と示談交渉にあたってくれます。しかし、全ての事故で示談交渉してくれるわけではありません。実は自動車事故等において自分が一切悪くない被害事故では自分の保険が使えないのです。

それはなぜか？自動車保険は基本的に事故相手の賠償に備えるためのものなので、相手への賠償が発生しない10対0の事故では、使いたくても使うことができないからです。

自分の保険会社が示談に出て来られないとなると、加害者側（加害者本人や相手保険会社）と話しをするのは被害者本人となります。加害者側や相手保険会社が誠意ある姿勢を見せ、納得いく賠償金額を提示してくれれば問題はないのですが、なかには示談を進めない、非を認めないなどのケースや、示談は進んでいるものの、「相手の保険会社が信じられない」「損害の一部を認めてくれない」など困った状況になることもあります。

このような「被害事故」で被害者が困った状況にならないために登場したのが「弁護士費用特約」です。

「弁護士費用特約」

弁護士、司法書士、行政書士への報酬や訴訟（仲裁・和解）に要する費用300万円を限度に支払う。（相談料は別枠で10万円限度）

各保険会社とも一般的にはこのような内容になります。歩行中の事故にも対応できる内容のものもあり、本人以外にも家族が補償対象になるなどメリットはいっぱいです。また、実際弁護士に依頼すると示談金などがアップする事例も多くみられます。

弁護士費用特約は、自動車保険の特約です。自動車保険証券を出して一度ご確認されてはいかがでしょうか。

尚、2013年1月28日（月）18時半より法律事務所奥会議室（未来のひろば）にて、この弁護士費用特約と日常賠償責任保険の保険学習会を行います。学習会の後、ご加入している保険の内容診断を行います。ご希望の方は、自動車保険、火災保険、生命保険、等各種保険証券を持参ください。

つるま法律倶楽部世話人・みらい保険事務所 代表 仲野丘人

名古屋市昭和区御器所通3-18STプラザ御器所4B

TEL:052-842-4144 携帯:090-4115-3971

記録として残しておく

1 衆議院選挙

弁護士 小島 高志

投票率 59.3% (戦後最低)

小選挙区死票 56.0% (3730万票)、比例代表を含めた死票 40.4%

	全体の死票率	小選挙区得票率	同獲得議席率	比例得票率	議席数 (率)
自民	12.9	43.0	79.0	(27.7)	294 (61.2)
民主	82.5	22.8	9.0	(16.0)	57 (11.9)
維新	81.9	11.6	4.7	(20.4)	54 (11.6)
公明	0.0	1.5	3.0	(11.8)	31 (6.5)
みんな	73.4	4.7	1.3	(8.7)	18 (3.8)
未来	81.8	5.0	0.7	(5.7)	9 (1.9)
共産	98.5	7.9	0.0	(6.1)	8 (1.7)
...
			議席 300	議席 180	定数 480 議席

数値はマスコミによる

- * 死票が余りに多い。民意を反映させる選挙制度とはいいいにくい。
- * 民意=得票数の関係が歪み過ぎている。小選挙区で、自民は4割の得票率で8割の議席を占めた。民主は2割の得票率で議席は1割未満。
政党支持率の指標と思われる比例区では3割に満たぬ自民が結局6割を超えた。他の党全ては、比例得票率より少ない議席割合しか得られない。

2 最高裁判官国民審査

最高裁H11・11・10大法廷は「小選挙区制の採用は、国会の裁量の限界を超えるということはできず、憲法の要請や各規定に違反するとは認められない」と判じた。

一票の格差(定数配分)問題について「違憲状態ではあるが違憲ではない」とする。

こういう考え方がいつまで維持できるか? 国民が納得するか?

国民審査の罷免票は、7.9~8.7%で前回は上回る。

3 原発

福島原発、終息の見通しなし。放射能汚染は拡大中(燃料状況不明、汚染水...)。

敦賀原発直下、美浜原発ともんじゅの近く、東通原発敷地等で活断層確認。浜岡原発でも周辺海底に活断層か。

事務局短信

大根と人参は、いちよう切りで里芋はこのくらいの大きさ?などと楽しくおしゃべりしながら今年の12月8日に行われた恒例の「平和のともじびウォーク」の集会でみなさんに食べてもらう「すいとん」作りに地域の方々と一緒に両事務所の事務員3人も参加しました。すいとんの語源は?とふと思いインターネットで検索してみたら漢字では「水団」と書き小麦粉の生地を丸めるなどして汁で煮込んだ郷土料理とあります。しかし食料不足の戦時中に代用食として食べられていたことはよく知られています。だんごを捏ねながら当時の小麦粉はきつとこんなに粘りもないだろうし、どんな味だったのかと思いを巡らせました。みなさんに「おいしい」と言ってもらえた味に仕上がったすいとん。もう二度と代用食など口にする時代にはさせないとの思いを強くした経験でした。(F)

「スーパーマンしか実行できない犯罪」を担当して

弁護士 小野 万里子

「刑事控訴審の形骸化」が言われて久しいのですが、それを改めて思い知る事件を担当しました。別名「スーパーマンしか実行できない犯罪」です。

(事案)

被告人は、家から歩いてA書店へ行き万引きし、いったん家に帰って価格やシールをはがして、B書店に持ちこんだとされました。起訴事実はA書店での窃盗です。一審では被告人は「私が盗みました。」と認め、判決もそれに沿った有罪判決になりました。

(う～ん、でも、おかしい・・・)

刑事記録を見てみると、A書店での盗みからB書店持ち込みまで50分たらずで完了したことになっています。しかし、一連の行為を徒歩で行ったとするとどうやっても時間が50分では足りないのです。2回の歩行実験を経て被告人の無罪を確信しました。被告人の説明は、やはり「A書店には行っていない。本は友人のYから譲り受けた。警察では最初から犯人扱いだったので抵抗できなかった。一審の裁判官が『時間の壁』に気がついて助けてくれると祈るような気持ちだったが、期待は裏切られた。」というものでした。

(控訴審の壁)

歩行実験報告書を証拠として提出し、再度実況見分をしてもらうよう求めましたが、却下されました。控訴審では「一審で提出できたはずの証拠は、新たに出せない。」というルールがあり、これに抵触するというのです。

しかし、この歩行実験報告書は、「A書店→自宅作業→B書店、は50分では不可能」という『時間の壁』を示す最重要資料です。検察と一審裁判所が最重要証拠をチェックし忘れるという超ポカで誤った一審判決に至ったものですから、もう一度審理はやり直されるべきでした。

「スーパーマンしか実行できない犯罪」を認定する方が、よほど裁判所のメンツを傷つけると思うのですが。

事務局短信

～AED～

先日、事務所会議室においてAEDを使用した心肺蘇生法について学びました。いつ、どこで遭遇するかもしれない時に備え、今回の講習は大変勉強になりました。心肺停止は1分1秒でも早く蘇生を開始することで明暗を分けますので、AEDがどこに設置されているかを把握しておくことも大切かと思えます。みなさまも機会があれば、ぜひ講習会に参加されることをお勧めします。(O)

退職のごあいさつ

一身上の都合により11月に退職いたしました。約12年間の在職中には会員のみなさまはじめ関係各位に大変お世話になりました。心より感謝、御礼申し上げます。今後はつるま法律倶楽部一会員として、またみなさまとご一緒いたしたいと思っております。みなさまのご多幸、ご健勝をお祈りして、退職のあいさつとさせていただきます。

山 縣 忍

つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
 - ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？
- お一人で悩んでいませんか。
まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後5時
事前に必ず電話予約をお願いします。
上記時間外の相談についても対応させていただきます。
お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。
- ◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

- ・5月26日（日曜日） 高ボッチ山（長野県）
- ・法律倶楽部との協賛企画、乗鞍高原バスツアーを只今検討中
次号倶楽部たよりに掲載予定です。お楽しみに。...



合唱団員「ピースアンサンブル昭和」を募集しています。

昭和区平和のつどい等で歌います。年齢性別お住まい等も問いません。法律倶楽部会員さんも多数参加されています。詳細は、鶴舞総合法律事務所までお問い合わせ下さい。

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は毎年6月から新年度になります。
今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。
尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いします。

法律事務所奥会議室（未来のひろば）をご利用ください。

つるま法律倶楽部各種講座、地域の皆様の会議、お花、アロマ、習字教室等でお利用していただいています。会員さん主催の楽しい企画等にもご利用下さい。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851

年始のご案内 新年は1月7日(月)より業務いたします。